〇認可地縁団体～規約例

この規約は、一般的な例を示したものです。規約を作成する際には規約例及び留意事項を参考にしてください。

なお、規約には次に掲げる事項を必ず定めてください。（地方自治法第262条の2第3項） ①目的 ②名称 ③区域 ④主たる事務所の所在地 ⑤構成員の資格に関する事項 ⑥代表者に関する事項 ⑦会議に関する事項 ⑧資産に関する事項。

上記以外の事項は、必ずしもこの規約例の通りにしなければならないということはありませんので、各地縁団体の実情に合わせて作成してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 規約例 | 留意事項・説明等 |
| ○○自治会規約第１章　総則（目的）第１条　本自治会（以下「本会」と言う。）は、次に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。⑴　回覧板の回付等、区域内の住民相互の連絡に関すること。⑵　美化・清掃等、区域内の環境の整備に関すること。⑶　所有する資産の管理に関すること。⑷　本自治会会員（以下「会員」という。）相互の親睦に関すること。 ⑸　会員の教養・文化の向上及び福祉の維持・増進に関すること。　⑹　会員の健康のためのスポーツ及びレクレーションに関すること。⑺　防災・防犯に関すること。⑻　○○○○に関すること。⑼　その他本会の目的達成に必要なこと。（名称）第２条　本会は、○○自治会と称する。（区域）第３条　本会の区域は、寒川町（字名）○○番地から(字名)○○番地までの区域とする。（または「別紙記載の地番の区域とする。」など）（主たる事務所）第４条　本会の主たる事務所は、高座郡寒川町(字名)○○番地〇〇号に置く。（または「会長の自宅に置く。」など）第２章　会員（会員）第５条　本会の会員は、第３条に定める区域に住所を有する個人とする。２　本会の賛助会員は、第３条に定める区域に住所を有する法人又は組合等の団体とする。（↑必要に応じて）（会費）第６条　会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。２　賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。（←必要に応じて）（加入）第７条　第３条に定める区域に住所を有する個人で本会に加入しようとする者は、別に定める加入申込書を会長に提出しなければならない。２　本会は、前項の加入申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。（退会等）第８条　会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとする。⑴　第３条に定める区域に住所を有しなくなった場合⑵　本人より別に定める退会届が会長に提出された場合２　会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。第３章　役員（役員の種別及び定数）第９条　本会に、次の役員を置く。⑴　会長　１人⑵　副会長　○人⑶　その他の役員　○人⑷　監事　○人（役員の選任）第１０条　役員は、総会において、会員の中から選任する。２　監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。（役員の職務）第１１条　会長は、本会を代表し、会務を総括する。２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは（会長があらかじめ指名した順序によって）その職務を代行する。３　監事は、次に掲げる業務を行う。⑴　本会の会計及び資産の状況を監査すること。⑵　会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。⑶　会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。⑷　前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。（役員の任期）第１２条　役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。２　補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。３　役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。第４章　総会（総会の種別）第１３条　本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。（総会の構成）第１４条　総会は、一世帯1名の会員をもって構成する。（総会の権能）第１５条　総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要事項を議決する。（総会の開催）第１６条　通常総会は、毎年度決算終了後○か月以内に開催する。２　臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。⑴　会長が必要と認めたとき。⑵　全会員の５分の１以上から会議の目的たる事項を示して開催の請求があったとき。⑶　第１１条第３項第４号の規定により、監事から開催の請求があったとき。（総会の招集）第１７条　総会は、会長が招集する。２　会長は、前条第２項第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。３　総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会日の○日前までに文書をもって通知しなければならない。（総会の議長）第１８条　総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。（総会の定足数）第１９条　総会は、会員の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。（総会の議決）第２０条　総会の議事は、この規約で定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。（会員の表決権）第２１条　会員は、総会において、各々１箇の表決権を有する。２　次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯につき１箇とする。　⑴　○○○○○〇　⑵　××××××２　次の事項については、前項の規定かわら（総会の書面表決等）第２２条　やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。２　総会に出席しない構成員は、電磁的方法により表決することができる。３　前各項の場合における第１９条及び第２０条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。（総会の議事録）第２３条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。⑴　開催の日時及び場所⑵　総会に出席すべき会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）⑶　開催の目的、審議事項及び議決事項⑷　議事の経過の概要及びその結果⑸　議事録署名人の選任に関する事項２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名もしくは記名・押印しなければならない。第５章　役員会（役員会の構成）第２４条　役員会は、監事を除く役員をもって構成する。（役員会の権能）第２５条　役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。⑴　総会に付議すべき事項⑵　総会の議決した事項の執行に関する事項⑶　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項（役員会の招集）第２６条　役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。２　会長は、役員の○分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。３　役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を(記載した書面をもって少なくとも)○日前までに通知しなければならない。（↑３は、必要に応じて）（役員会の議長）第２７条　役員会の議長は、会長がこれにあたる。（役員会の定足数等）第２８条　役員会には、第１９条、第２０条、第２２条及び第２３条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。第６章　資産及び会計（資産の構成）第２９条　本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。　⑴　別に定める財産目録記載の資産⑵　会費⑶　自治会活動に伴う収入⑷　資産から生ずる果実⑸　その他の収入（資産の管理）第３０条　本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。（資産の処分）第３１条　本会の資産で第２９条第１号に掲げるもののうち総会で定めるものを処分し、又は担保に供しようとするときは、総会において○分の△以上の議決を要する。（経費の支弁）第３２条　本会の経費は、資産をもって支弁する。（事業計画及び予算）第３３条　本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。２　前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合は、会長は、総会において予算が議決されるまでの間、前年度の予算を基準として収入支出することができる。（事業報告及び決算）第３４条　本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後３月以内に総会の承認を受けなければならない。（会計年度）第３５条　本会の会計年度は、毎年○月○日に始まり、翌年○月○日に終わる。第７章　規約の変更及び解散（規約の変更）第３６条　この規約は、総会において総会員の４分の３以上の議決を得、かつ、寒川町長の認可を受けなければ変更することができない。（解散）第３７条　本会は、地方自治法第２６０条の２０の規定により解散する。２　総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の４分の３以上の議決を得なければならない。（残余財産の処分）第３８条　本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の４分の３以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。第８章　雑則（備付け帳簿及び書類）第３９条　本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。（委任）第４０条　この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。附　則１　この規約は、○年○月○日から施行する。２　本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第３３条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。３　本会の設立初年度の会計年度は、第３５条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から○年○月○日までとする。 | 　第１章　総則（目的）①　「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと」が目的である旨の記載が必要です。②　スポーツや芸術などの特定の活動のみを目的とするような記載は、認められません。③　この目的の範囲内において団体は権利義務を有することとなるので、活動内容をできるだけ具体的に記載してください。（名称）　地方自治法上において、名称についての特別の制限はありません。「○○自治会」「××町内会」等の名称で差し支えありません。　ただし、団体の性格から大きくかけ離れた名称や、法律により制限を受ける名称の使用は認められません。（区域）①　団体の区域が客観的に明らかなものとして定められている必要がありますので、町又は字及び地番又は住居表示により表示されることが望ましいですが、河川や道路等による区域の表示（○○町のうち△△川の北の区域）も、その区域が客観的に一義的なものとして認識できるものであれば可能です。②　区域の地番については、住宅地図等で確認してください。（主たる事務所）①　「事務所」とは、団体について１か所を限度として設けられた主たる事務所のことで、その所在地が当該団体の住所となります。②　事務所の所在地については、別段制限がありませんが、代表者の住所又は集会施設の所在地とするのが一般的です。③　**「本会の事務所は、会長の自宅に置く。」**という定め方なら、会長が変わっても規約の改正は必要ありません。第２章　会員（会員）①　区域に住所を有する者は、誰でも会員になりうることを定めるものであり、年齢、性別、国籍等による制限はできません。②　区域外の者は、会員にはなれません。③　団体は、自然人たる個人を基礎とするものですから、世帯を会員とすることはできません。④　**区域に住所を有する法人、組合等を賛助会員とすることは可能です。ただし、表決権等の団体の意思決定には関与できません。**⑤　第２項の規定は、賛助会員を予定していなければ不要です。（会費）①　会費は会員にとっても団体にとっても重要な事項ですので、規約に金額を定めるか、総会において決するものと規約で定める必要があります。ただし、規約で金額を定めた場合は、その変更の都度、規約変更の手続が必要となりますので、第３７条に規定する総会の議決が必要です。②　第２項の規定は、賛助会員を予定していなければ不要です。（加入）①　この規定は、新規に加入を希望する者の加入手続を定めたものです。書式は、加入しようとする者の意思が明確に確認できるものである必要があります。②　第５条の趣旨から、年齢、性別、加入金の納入など、不合理な加入制限は許されません。③　「正当な理由」とは、その者の加入により、当該団体の目的及び活動が著しく阻害されることが社会通念上明らかであると認められる場合等です。（退会等）①　本人の退会の意思が確認できるものでなければなりません。②　本人の退会の意思にいかなる制約も加えることはできません。③　長期の会費滞納等の義務違反に対して会員の資格停止等の資格を制限する規定は、厳格な要件を定め慎重な手続の下に行うような扱いとすることが必要と考えられます。第３章　役員（役員の種別及び定数）①　会長を必ず１人置いてください。②　第10条第２項との関連で、副会長を置くことが必要です。③　その他の役員は、「会計」、「書記」等の具体的な名称で定めても差し支えありません。④　監事は１人又は複数人置くことが適当です。（役員の選任）　監事は会長、副会長及びその他の役員と兼職することは、会務の執行を監査する役職上避ける必要があります。（役員の職務）①　法律上団体の代表権は代表者（会長）１人に帰属しますので、会長が事故等により代表権を行使しえなくなったときに備えて副会長が会長の職務を代行する旨規定しておくことが望ましいです。②　副会長が１人のときは、括弧中の規定は不要です。（役員の任期）①　法律上特に規定はありませんが、著しく短い期間では業務執行の一貫性確保に問題がありますし、あまりにも長期の期間は種々の弊害を生じることもあるかもしれませんので、適当な期間を定めることが必要です。一般的には２年程度が多いようです。②　役員の解任の手続を定める場合は、選任の手続と同様の定めをすることが必要です。第４章　総会（総会の権能）①　総会は、団体の運営に関する事項のうち、規約により役員に委任したものを除き全ての事項について議決できます。なお、規約の改正等法律により総会の専権事項とされているものについては、規約をもってしても他へ委任できません。②　総会で議決すべきものの例示は、次のとおりです。ア　事業計画の決定イ　事業報告の承認ウ　予算の決定工　決算の承認（総会の開催）①　総会は、少なくとも毎年１回は開催する必要があります。②　総会は、法律上年度終了後３か月以内に開催する必要があります。③　年度当初から総会開催までの間は予算が成立していなくて支出行為ができないので、第３３条第２項のように規定しておくことが適当です。④　５分の１の数は規約によって増減できます。ただし、この数を増やすことにより実質的に総会開催請求権を奪うような定めはできません。（総会の招集）①　総会を招集するには、少なくとも５日前までに会員に会議の目的である事項を示して通知しなければなりません。なお、５日前までとは、通知を５日前までにすればよいということであって、５日前に到達するということではありませんが、実際、その期間では伝達できないこともあるので、多少余裕を持たせた日数を定めることが適当です。（総会の議長）①　総会の議長は、必ず会員の中から選出する必要があります。②　会長は、会員の中から選任されているので、「総会の議長は、会長がこれにあたる。」と規定しても差し支えありません。（総会の定足数）①　法律上定足数の定めはありませんが、このように規定しておくことが適当と考えられます。②　定足数には、第２２条の書面表決を行った会員及び委任により代理行使した会員数を含みます。（総会の議決）①　法律上議決に要する会員数の定めはありませんが、このように規定することが適当と考えられます。②　議決数には、第２２条の書面表決を行った会員及び委任により代理行使した会員の数を含みます。③　「この規約で別に規定するもの」とは、特定の事項について出席会員の３分の２（４分の３）以上の賛成を要することとするような定めをおくことです。④　「可否同数のときは、議長の決するところによる。」とは、議長は、会員としての固有の表決権を行使するほかに、議長としての表決権も行使することができるという意味です。（会員の表決権）①　会員から表決権を奪うような定めは絶対に許されません。②　表決権は、会員１人１票を原則とします。③　従来、世帯単位で表決権を有する運営が行われてきたことを勘案し、第２２条第２項の規定を設けることは可能です。ただし、重要事項（不動産の処分、解散の議決等）については好ましくありません。（総会の書面表決等）①　総会における表決権の行使は、会員自らが出席して行使するのが原則ですが、会員数が極めて多数の場合にこの原則を徹底すると事実上総会の開催が困難となるので、この規定を置くことが適当です。②　電磁的方法に該当し得るものとしては、電子的メールなどによる送信、ウェブサイト、アプリケーションを利用した表決、情報をディスク等に記録して、当該ディスク等を交付する方法等があります。（総会の議事録）①　会議が有効に成立し有効に議決されたことを証明するために議事録を作成することが必要です。②　議事録は、認可申請、告示事項変更届、規約変更認可申請、公告申請書等に必要となります。（役員会の権能）①　団体の最高意思決定機関は総会ですが、事実上の執行に関する事項は役員会で決定することが適当です。②　監事は、会務の執行を監査する職務上、会務の執行方針を決定する役員会に参画しないことが適当です。第６章　資産及び会計（資産の構成）①　財産目録は、設立時及び毎会計年度終了後３月以内に作成し、総会の承認を受けなくてはなりません。（資産の管理）　資産の管理、運用等は役員会の定めるところにより会長が執行することが適当です。（資産の処分）団体の活動上重要な固定資産の処分等については、総会の特別の議決（４分の３以上の議決）により行うことが適当と考えられます。（経費の支弁）日常の出納事務は、会計を設けた場合は、会計が担当します。（事業計画及び予算）①　事業計画及び予算の議決を年度開始前に行う場合は、年度終了後３月以内に事業報告、財産目録の調整及び決算の承認のため更に通常総会の開催が必要となりますが、第１７条第１項のように通常総会を年度終了後３月以内に１回しか開催しないと定めた場合は、総会開催前に予算が成立していないので、第２項のように定めておくことが適当です。（会計年度）　会計年度の定めについては、別段制限はありませんが、一般的には、４月１日から３月３１日まで又は３月１日から２月末日と定めているところが多いようです。第７章　規約の変更及び解散（規約の変更）　規約の変更は、総会の専権事項となっており他の機関がこれに代わり行うという規定を設けても効力は生じません。したがって、役員会の規定により変更する旨の規定は無効です。②　議決定数の「４分の３」は変更できますが、団体の根本規則である規約の変更は団体において重要事項と考えられますから、少数の会員の意思によって変更されることがないよう慎重な検討が必要です。③　規約変更については、町長の認可を必要とします。④　規約変更認可申請書の書式は、様式５（２４ページ）のとおりです。（解散）①　解散事由は次のとおりです。ア　破産イ　認可の取消しウ　会員の欠亡工　総会員の４分の３以上の議決②　アからウまでの事由により、団体は、当然に解散することとなります。③　エについては、総会の専権事項であり、議決定数の趣旨についても規約変更の場合と同様です。④　なお、①の他に特別な解散事由を定めることもできます。（残余財産の処分）①　左のように定める方法と特定の個人等を残余財産の帰属権利者として定める方法といずれの方法でも可能ですが、営利法人に寄附したり、会員に分配したりするような定めは地縁による団体としての目的からして適当ではありません。②　議決定数の趣旨については、規約変更及び解散の議決の場合と同様です。（委任）　規約施行上の細則等を定めることについては、会長又は役員会等に委任する旨の総会の議決が必要です。細則としては、総会の議事運営規程、弔慰金支給規程、旅費規程等が考えられます。附　則　年度中途に設立認可を予定する場合は、この規定が必要です。 |